

## 種苗生産安定化対策事業実施要領

令和 6 年 3 月 28 日付け水振第 1580 号水産林務部長通知

### 第 1 趣旨

この要領は、栽培漁業の安定化を図るため、種苗生産団体の防疫体制整備の取組を支援するものであり、事業の実施について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第 2 補助対象者

この事業の補助対象者は、公益社団法人北海道栽培漁業振興公社とする。

### 第 3 事業の内容

種苗生産施設における防疫体制整備に向け、補助対象者が行う魚病対策、健苗育成に要する経費に対し支援する。

### 第 4 補助対象経費等

#### 1 補助対象経費及び補助率

補助金の交付の対象となる事業及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助率
ヒラメ、マツカワ、エゾアワビの防疫体制の整備に係る経費 魚病対策、健苗育成に要する次の経費。 ①需用費 ②役務費 ③委託料 ④使用料及び賃借料 ⑤備品購入費	1 / 2 以内

#### 2 補助金の算定方法

補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満端数を切り捨てるものとする。

#### 3 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（別記第 1 号様式）

に次に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。

- ア 別記第 2号様式（事業計画書）
- イ 別記第 3号様式（補助金等交付申請額算出調書）
- ウ 別記第 4号様式（経費の配分調書）
- エ 別記第 5号様式（事業予算書）
- オ 別記第 6号様式（資金収支計画書）
- カ 電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第7号様式）（道からの補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

(2) 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

- ア 提出期限 知事が別に指示する期限
- イ 提出先 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

(3) 補助金の交付を申請しようとする者は、前記(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。なお、申請時における別記第3号様式の「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載するものとする。

#### 4 補助金の交付の決定等

知事は、前記3の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第8号様式により申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

#### 5 申請の取下げ

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第9号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。
- (2) (1)の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の

決定はなかったものとみなすものとする。

## 6 補助金の概算払

- (1) 補助事業者が補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第 10 号様式）に申請額の算出の基礎を記載した書類及び最新の資金収支計画書（別記第 6 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前記（1）の補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めたときは、当該補助金の概算払の決定をし、その旨補助事業者へ通知するものとする。

## 7 決定内容の変更

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定内容に関し、これを変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第 11 号様式）に第 4 の 3 に定める書類を添えて知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、当該事業の目的に変更を来さない場合であって、その事業量又は事業費の 20 パーセントを超えない変更で補助金の増額を伴わない場合はこの限りでない。また、補助対象経費が 20 パーセントを超えない場合も同様とする。
- (2) 知事は、前記（1）の補助事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められるものに限り、その承認を与えるものとする。

## 8 事業の中止等

- (1) 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第 12 号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、予定期間内に事業が完了しないことが明らかになったときは又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業執行遅延（不能）報告書（別記第 13 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 知事は、前記（1）又は（2）に基づく申請書等を受理したときは、その内容を審査し、承認又は必要な指示をするものとする。

## 9 実績報告書等

- (1) 補助事業者は、事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 14 号様式）に次に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

ア 別記第 2 号様式（事業実績書）

イ 別記第 15 号様式（補助金等精算書）

ウ 別記第 16 号様式（事業精算書）

（2）知事は、前記（1）の補助事業等実績報告書を受理したときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 10 交付の決定の取消し

（1）知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

ア 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

（2）（1）の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 11 電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

## 第 5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

（附則）

1 一部改正 令和 8 年 4 月 1 日付けで一部改正する。

改正前の要領により行うこととされている令和 7 年度事業については、なお徒然の例による。